

2013 年 6 月 11 日

AM&T アジア・新興国 Legal Update 特別版

ベトナムにおける小売事業に関する最近の動向

2012 年 11 月 23 日に開催された日越共同イニシアティブ合同評価促進会議において、日越共同イニシアティブのフェーズ 4 に関する評価書が取りまとめられました。その評価書の中で、ベトナム政府は、外資系小売事業者に対するエコノミック・ニーズ・テスト（「ENT」）の運用基準を定めることに合意しました。これを受けて、商工省は、2013 年 4 月 22 日付けで Circular 08/2013/TT-BCT（「New Circular 8」）を発行し、ENT に関する取扱を一部変更しました。以下、ENT の変更箇所を中心に、ベトナムにおける外資系小売事業規制の最新の状況についてご説明します。

I ベトナムにおける外資系小売事業の現状

ベトナムの WTO に対するコミットメントにおける市場開放宣言に従い、ベトナム政府は、2007 年 2 月 12 日、Decree 23/2007/ND-CP（「Decree 23」）を発行しました。Decree 23 は、外資系企業がベトナムにおいて貿易・流通業に参入する際の法的手続等を定めています。しかし、ベトナムの WTO 加盟後現在に至るまで、小売事業は、最も困難な投資分野の一つとなっています。その原因は、外資系企業に対する参入障壁の存在にあります。

外資系企業に対する参入障壁の一つは、外資系企業が 2 店舗以上の複数の小売店舗をベトナムで開設しようとする際にクリアすることが要求される ENT です。ENT の評価基準は、Decree 23 およびそのガイドラインである 2007 年 7 月 17 日付け Circular 09/2007/TT-BTM（「Circular 9」）において示されており、市・省レベルでの(1)設立予定地域における小売店舗数、(2)設立予定地域における市場の安定性、(3)設立予定地域における人口密度、および(4)設立予定地域の投資計画との親和性、が考慮されることになっております。しかしながら、これ以上の詳細な基準は示されておらず、その評価は、商工省および人民委員会その他の関連当局の完全な裁量に委ねられています。したがって、ENT は、手続が不透明で予測困難であることから、外資系小売企業参入の大きなハードルとなっています。

II ENT に関する新しい Circular

2013 年 4 月 22 日、ENT に関する New Circular 8 が発行され、6 月 7 日から施行されております。この New Circular 8 の施行により前述の Circular 9 は失効しております。New Circular 8 による主な変更点は、以下のとおりです。

1. ENT の評価基準の変更

New Circular 8 においては、ENT の評価基準が下記表のとおり変更されております。

No.	Circular 9	New Circular 8
1	The number of retail sales outlets <u>in the province or city</u> where the retail sales outlet is to be set up 設立予定地域（市・省レベル）における小売店舗数	The number of retail sales outlets <u>in the district</u> where the retail sales outlet is to be set up 設立予定地域（区レベル）における小売店舗数
2	The market stability <u>in the province or city</u> where the retail sales outlet is to be set up 設立予定地域（市・省レベル）における市場の安定性	The market stability <u>in the district</u> where the retail sales outlet is to be set up 設立予定地域（区レベル）における市場の安定性
3	The population density <u>in the province or city</u> where the retail sales outlet is to be set up 設立予定地域（市・省レベル）における人口密度	The population density <u>in the district</u> where the retail sales outlet is to be set up 設立予定地域（区レベル）における人口密度
4	The consistency of the investment project with the master plan of <u>the province or city</u> where the retail sales outlet is to be set up 設立予定地域（市・省レベル）のマスタープランとの親和性	The consistency of the investment project with the master plan of <u>the province or city</u> where the retail sales outlet is to be set up 設立予定地域（市・省レベル）のマスタープランとの親和性 ※変更なし
5	—	The scale of <u>the district-level</u> locality where the retail sales outlet is to be set up 設立予定地域（区レベル）における市場規模

Circular 9 と類似した評価基準となっておりますが、いくつか相違点があります。まず、評価のレベルが、「市・省レベル」から「区レベル」に変更されており、また「区レベル」での市場規模が検討要素に追加されています。

このように対象が小さくなったことにより、今までよりも検討が容易になることが期待されます。

但し、依然として市・省レベルのマスタープランとの整合性が求められております。マスタープランは公表されておらず、かつ作成していない地域もあることから、依然として当局の裁量は大きいと言わざるを得ません。

2. ENT が不要になるケース

以下の要件を満たす場合、ENT を経ることなく 2 店舗目以降の小売店舗を設立することができるようになります。

- (1) 当該市・省が商取引計画区域に定めた区域にあること
- (2) 総売場面積 500m² 未満の小売店舗であること
- (3) 既にインフラ整備が完了していること

一見すると、小規模小売店舗の設立が容易になったようにも思えますが、この場合も当該小売店舗の設立予定地域（市・省レベル）のマスタープランとの整合性は免除されないため、上記 1 記載のとおり、こちらも当局の裁量によるところが大きいと考えております。

3. 評議会の設置

該当する市・省の人民委員会は、ENT を審査するための評議会を設置することとされており、当該評議会は、人民委員会、投資計画局、関連当局や関連セクターの代表者等により構成されます。

これにより、ENT の審査過程が多少なりとも透明化することが期待されます

III 今後の展望

ENT の基準・手続の明確化は、日本をはじめとする各国からの長年に渡る要望事項です。今回の改正により、一定程度の基準・手続の明確化がなされましたが、前述のとおり、依然として当局の大きな裁量に委ねられております。

マスタープランの公表または事前開示を含めたさらなる基準・手続の明確化が求められます。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 渡邊 剛

takeshi.watanabe@amt-law.com

弁護士 山口 大介

daisuke.yamaguchi@amt-law.com

弁護士 三木 康史 (VILAF に出向中)

yasufumi.miki@vilaf.com.vn

VILAF

弁護士 Tung, Ngo Thanh

tung@vilaf.com.vn



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。

お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 花水 康 (ko.hanamizu@amt-law.com)、龍野 滋幹 (shigeki.tatsuno@amt-law.com) 又は福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com) までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、

asia-ec-newsletter@amt-law.com

までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

CONTACT INFORMATION

Vietnam International Law Firm (VILAF)

Suite 404 - 406, Kumho Asiana Plaza
39 Le Duan, District 1
Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: (84-8) -3827-7300

Email: info@vilaf.com.vn

URL: www.vilaf.com



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー

Tel: 03-6888-1000

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>